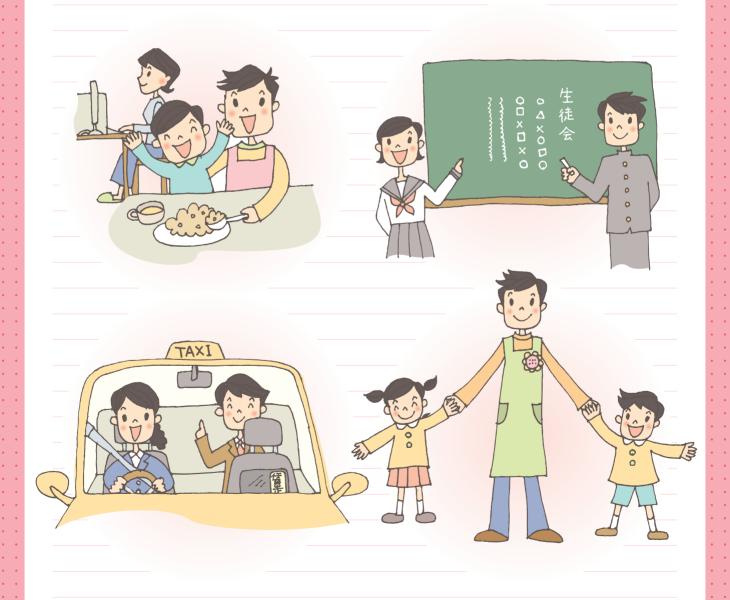
男女とも、お互いの個性と人権を 尊重するまちに

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が 直接的であると間接的であるとにかかわらず性別による 差別的な取扱いを受けないこと、男女ともに個性が尊重 され能力を発揮する機会が確保されることなど、男女の 人権が尊重されるようにしましょう。



2

社会の制度や慣行に、縛られない、流されない

社会における制度又は慣行が、男女の社会における 活動の選択に対して及ぼす影響を、できるだけ中立なも のとするように心がけましょう。





3

女性も男性も政策や事業活動の 方針決定に参画するチャンスを

市は、政策や方針の決定過程に、事業者等は、事業・活動の方針決定過程に、男女が社会の対等な構成員としてともに参画する機会を確保するようにしましょう。

営業政策会議



男女ともに家族的責任を持って、 充実した生活を

男女が、ともに家族的責任を持ち、相互の協力と社会の 支援を受けながら、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆ る場における活動に、対等に参画できるようにしましょう。





5

生まれもった性の違いを知り、お互い、生涯を通じた身体への心づかいを

男女の対等な関係の下に互いの性を理解し、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して、自らが決定する権利を十分に尊重し合いましょう。





暴力や虐待、セクハラのない パートナーシップを

家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる場から暴力や 虐待、他の者を不快にさせる性的な言動(セクシュアル・ ハラスメント等)を根絶しなければなりません。



世界へ広く目を向けて、平等な社会へ

男女がともに歩むまちづくりは、国際社会における取り組みと密接な関係を有していることを考慮しながらすすめましょう。



